

公認審判員資格(1～3級)を所有している皆様へ

以下の1～3に該当する方に公認審判員資格の更新・再取得についての案内を郵送いたしました。

- 1 今年度末(2023年3月31日)が公認審判員資格の有効期限になっている方
- 2 現在 審判員資格は失効しているが今年度中に再取得が可能な方
- 3 審判員資格を持っているが今年度の会員登録がされていない方

審判員資格の更新・再取得を希望する方は、郵送された文書に記載されている所定の手続きを取ってください。

9 / 20 (火)を期限とさせていただきます。

[公認審判員資格についての問合せ先：審判資格管理者 久津川 mbcjf434@yahoo.co.jp](mailto:mbcjf434@yahoo.co.jp)